

CFP[®] 受験対策

FPKオリジナル

精選過去問題集

制度改定版／



タックスプランニング



NPO法人日本FP協会認定教育機関／FP専門校

FPK研修センター株式会社

【CFP® 受験対策精選過去問題集の使い方】

・ CFP 受験対策精選過去問題集の特徴を活用して、効率よく学習をおすすめください。

◆時間的に余裕のある場合は、まず一通りチャレンジしましょう。

- 得意分野からチャレンジ
- 基本レベルからチャレンジ
- スムーズに解けなかった問題はチェックしてくり返しチャレンジ。

問題の出題内容を表示
得意分野の問題から解くもよし!

問題編

◆時間的に余裕のない場合は、問題をチョイスしてチャレンジしましょう。

- 出題頻度の多いものにチャレンジ
- 「Let's try」にチャレンジ

問題の難易度を表示。
難易度をチョイスして学習可能。

問題の出題年度を表示。

設問問題の出題頻度を表示。
☆の数の多い問題は是非解けるように。

CFP 精選過去問題 タクソプランニング

【問11】 H28-1 不動産所得
不動産所得に関する以下の設問について、それぞれの答えを1~4の中から1つ選んでください。

(問題21) 設問A ☆☆☆
ビルの賃貸業を営む甲さんの平成23年の損益は、下記のとおりと予想される。甲さんの不動産所得について、平成23年中の税引後（所得税および住民税を差し引いた後）のキャッシュフローの金額として、正しいものはどれか。

<平成26年分の不動産賃貸業の予想>

項目	金額	備考
賃貸料収入	2,100万円	すべて現金による収入である。
租税公課	300万円	固定資産税、事業税。すべて現金による支出である。
減価償却費	550万円	平成23年中にビルに看板を新たに設置し、その構築物の購入代金50万円を現金で支出している。
支払利息	400万円	借入金の元金の返済金額は、700万円である。
管理費ほか	150万円	すべて現金による支出である。
合計	1,400万円	
青色申告特別控除額	65万円	

※平成23年分の所得税および住民税は、100万円である。

- 335万円
- 400万円
- 450万円
- 500万円

解答・解説編

◆理解を早めるための一工夫。

スムーズに解けない問題は、迷わず解説を読んで理解しましょう。

解答解説でも難易度・出題年度を表示。
試験における重要度がわかる!

☆の数の多い問題の
解答方法はおぼえる!

問題解答に必要な知識も詳しく記載。
別の角度からの出題も“取りこぼし無し”

限られた学習時間に合わせて☆☆☆や「Let's try」のみなどの重点学習も可能。

CFP 精選過去問題 解答と解説 タクソプランニング

【問32】 H28-2 リタイアメント

<正解>

設問A	設問B	設問C
3	2	1

会社と個人事業をリタイアした後にも所得税・住民税はさまざまなケースにおいて課せられるため、その知識を退職金および年金支給に關して問う。

(問題98) 設問A-3 退職金の手取り額の計算方法 ☆☆☆

退職金からは、退職所得に対する所得税が源泉徴収され、住民税が特別徴収されるため、手取り額は非常に実務的な問題である。「退職所得の受給に関する申告書」を提出している場合には、退職金支給時に所得税が源泉徴収され、課税関係が終了する。また、「退職所得の受給に関する申告書」を提出しない場合には、収入金額の20%が源泉徴収され、発給者は、確定申告により精算することになる。

- 収入金額 1,900万円
- 勤続年数 33年（平成22年は昭和換算では昭和85年）
勤続年数は、就職した日から退職した日まで、会社に実際に勤務していた期間による。1年未満の端数は1年とし、長期欠勤・休職期間も勤続年数に含まれる。
勤続年数32年2ヶ月（昭和63年8月1日～昭和85年9月30日）→33年
- 退職所得控除額 800万円+70万円×（33年-20年）=1,710万円
（障害者になったことに直接起因して退職した場合は100万円加算）
- 退職所得の金額 (1,900万円-1,710万円)×1.2=295万円
- 所得税 95万円×5%（所得税の速算表から）=47,500円
- 住民税 95万円×10%×（1+1/10）=85,500円
- 手取り額 19,000,000円 - (47,500円+85,500円) = 18,867,000円

(問題99) 設問B-2 2つ以上の退職金を受給した場合の退職所得の計算方法 ☆☆☆

2. 正しい。
中小企業基盤整備機構から支給される退職一時金も、受給者の退職所得に該当する。会社から受け取った退職金との合計金額から退職所得控除額を差し引く。

(参考) 2つ以上の退職金の支払いを受けた場合の勤続年数。
その年に2つ以上の退職手当を受給した場合は、各退職手当ごとに勤続期間を計算し、そのうちの最も長い期間によって勤続年数を計算し、退職所得控除額を算出する（所得税法施行令69①-3）。

- 収入金額 1,200万円+900万円=2,100万円
- 勤続年数 勤続年数25年11ヶ月 - 26年
26年と15年のうち、最も長い期間 →26年

詳しい解答解説が精選過去問題集の特徴！
内容の理解で問題が解ける。

CFP 精選過去問題 解答と解説 タクソプランニング

<小規模企業共済の税法上の取扱い>

支払事由	所得の区分	確定申告・源泉徴収
共済金	死亡以外の一括受取（原業等）	退職所得 源泉徴収（退職所得の受給に関する申告書の提出/加入期間に応じた控除額）
	死亡以外の分割受取	雑所得 源泉徴収有り。公的年金等の雑所得扱い
準共済金	死亡	相続税 みなし相続財産として相続税申告
	個人事業の組織変更・親族等への事業譲渡	退職所得 源泉徴収（退職所得の受給に関する申告書の提出/加入期間に応じた控除額）
解約手当金	65歳以上任意解約	一時所得 共済掛金総額は一時所得の計算上、支出した金額に算入できない
	65歳未満任意解約	一時所得

<小規模企業共済制度の加入対象者に追加される共同経営者について>

小規模企業共済制度では、個人事業は個人事業主とともに配偶者や後継者等の家族が一体として事業が行われているにもかかわらず、個人事業主のみを加入対象といたしたため、「小規模企業共済法の一部を改正する法律案」では、個人事業主の「共同経営者」を加入対象者として拡大することとされている。

【改正概要】

小規模企業共済制度の加入対象者に追加される共同経営者について、所要の法律改正を前掲の次の措置に講じられる。適用は所要の法改正後となる。

- 共同経営者が支払った掛金については、その全額を所得控除の対象とする。
- 共同経営者が支給を受ける分割（年金）払いの共済金等については、公的年金等除除を適用し、一括払いの共済金等については退職手当とみなされる。

- ・小規模企業共済制度とは…
小規模企業の個人事業主や会社等の役員が事業をやめた場合の、生活の安定や事業再建のための共済制度（経営者の退職金制度）。
- ・この制度に加入できる者は…
常時使用する従業員が20人以下（商業・サービス業は5人以下）等の個人事業主及び会社役員等（でした）。
- ・税制上のメリット…掛金は全額所得控除
共済金は退職所得扱い（一括受取）又は公的年金等の雑所得扱い（分割受取）

<中小企業退職金制度の加入対象者に追加される同居親族について>

個人事業主の配偶者は、事業主と利益が1つであるというところから、従業員とみなされておらず加入対象外とされ、配偶者以外の同居親族は他の従業員と同じ就業規則や賃金規定、労働条件である場合限り加入できた（家族従業員のみ場合は加入できなかった）。しかし、個人事業主とともにその配偶者や後継者等の家族が一体として事業が行われている実態を考慮して見直し

さらに改正概要なども解説！
幅広い知識をフォロー。

タックスプランニング CFP資格審査試験 出題項目リスト

No.1

No.	項目名	出題内容	H23 -2	H24 -1	H24 -2	H25 -1	H25 -2	H26 -1	H26 -2	H27 -1	H27 -2	H28 -1	頻度		
1	所得税	所得税概論					○		○				5		
2		納税義務者		○			○	○		○			4		
3		各種所得	利子所得	○		○	○							3	
4			配当所得	○	○	○	○		○	○	○		○	8	
5			不動産所得	収入金額と必要経費	○	○	○	○		○	○	○	○	○	9
6				減価償却		○	○	○	○	○		○	○	○	8
7				その他(事業的規模等)	○	○	○	○		○					5
8				キャッシュフロー	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	10
9			事業所得		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	10
10			給与所得	手取り、その他	○	○	○	○	○	○	○		○	○	9
11			退職所得		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	10
12			譲渡所得	総合譲渡	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	10
13		株式譲渡		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	10	
14		不動産譲渡		○		○	○		○	○	○	○		7	
15		特例(3000万控除)				○	○		○	○				4	
16		ストックオプション				○	○		○					3	
17		生活動産の譲渡					○		○	○			○	4	
18		一時所得	金融類似商品含む	○	○		○	○	○	○	○	○	○	9	
19		雑所得	公的 私的年金	○		○	○	○	○	○	○	○	○	9	
20			為替差損益	○		○	○	○	○	○	○	○	○	9	
21			その他							○	○			2	
22		損益通算		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	10	
23		損失の繰越控除		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	10	
24			居住用	○				○				○	○	4	
25		所得控除	人的控除	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	10	
26			物的控除	○	○	○		○		○	○	○	○	8	
27			医療費控除	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	10	
28		税額計算	総合課税の計算	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	10	
29			分離課税の計算	○		○			○	○	○	○	○	7	
30			住宅ローン控除	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	10	
31			配当控除	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	10	
32		確定申告	期限など				○							1	
33			還付申告・損失申告 (計算)		○	○								2	
34			準確定申告		○									1	
35			非居住者の申告	非居住者の所得控除含む		○			○		○			3	
36		納税方法					○							1	

問題編 目次

問題 番号 ▼	難易度 ▼	出題 年度 ▼		P ▼
【問 1】	基	H24-2	<課税所得・非課税所得> -----	1
【問 2】	基～中	H27-1	<給与所得者> -----	1
【問 3】	基	H26-2	<給与所得者> -----	4
【問 4】	基	H26-1	<会社員（給与所得者）に係る総合問題> -----	6
【問 5】	基	H25-2	<会社員（給与所得者）に係る総合問題> -----	9
【問 6】	基～中	H25-1	<会社員（給与所得者）に係る総合問題> -----	12
【問 7】	基	H24-2	<会社員（給与所得者）に係る総合問題> -----	15
【問 8】	基	H26-2	<会社員（給与所得者）に係る総合問題> -----	18
【問 9】	基	H27-1	<個人事業に係る税金等> -----	20
【問 10】	基	H26-1	<個人事業に係る総合問題> -----	22
【問 11】	基～中	H25-2	<個人事業に係る総合問題> -----	24
【問 12】	基～中	H27-1	<不動産所得> -----	26
【問 13】	基	H26-2	<不動産所得> -----	28
【問 14】	基	H26-1	<不動産所得> -----	30
【問 15】	基	H25-1	<不動産所得> -----	32
【問 16】	基	H24-2	<不動産所得等> -----	34
【問 17】	基	H24-2	<不動産所得> -----	36
【問 18】	基	H26-2	<事業所得> -----	38
【問 19】	基～中	H26-1	<事業所得> -----	39
【問 20】	基～中	H25-2	<事業所得> -----	40
【問 21】	基～中	H27-2	<個人事業に係る税金等> -----	42
【問 22】	基	H25-2	<事業専従者がいる場合の事業所得> -----	44
【問 23】	基	H24-2	<個人事業> -----	44
【問 24】	基	H25-1	<個人事業> -----	46
【問 25】	中～上	H26-2	<青色事業専従者給与と所得税額> -----	49
【問 26】	基	H25-2	<所得税の課税対象となる保険金> -----	50
【問 27】	基～中	H27-1	<所得税の各種所得> -----	51
【問 28】	基～中	H26-2	<一時所得、利子所得> -----	53
【問 29】	基	H25-1、H26-1	<利子所得、雑所得> -----	55
【問 30】	中	H26-1	<一時所得> -----	57
【問 31】	基～中	H25-2	<一時所得> -----	58
【問 32】	基	H24-2、H25-1	<一時所得> -----	59
【問 33】	基	H27-1	<リタイアメント> -----	60
【問 34】	基	H26-2	<リタイアメント> -----	62
【問 35】	基	H26-1	<リタイアメント> -----	64
【問 36】	基	H25-2	<リタイアメント> -----	67

※ 難易度のマークはFPK研修センターが独自に振り分けたもので、次の通りです。
基 = 基本レベル **中** = 中級レベル **上** = 上級レベル **特** = 特異問題

★=出題頻度(1つ:1~2回・2つ:3~4回・3つ:5回~) ◎=Let's try(必ずやっておこう)

【問 1】課税所得・非課税所得 (問題 1) 設問 A ★★ -----1	【問 1 1】個人事業に係る総合問題 (問題32) 設問 A ★★ -----24	【問 2 2】事業専従者がいる場合の 事業所得 (問題65) 設問 A ★★ -----44
【問 2】給与所得者 ◎ (問題 2) 設問 A ★★★★★ -----2	(問題33) 設問 B ★ -----24	【問 2 3】個人事業 (問題66) 設問 A ★★ -----44
◎ (問題 3) 設問 B ★★★★★ -----3	(問題34) 設問 C ★★★★★ -----25	(問題67) 設問 B ★★ -----45
◎ (問題 4) 設問 C ★★★★★ -----3	(問題35) 設問 D ★★★★★ -----25	(問題68) 設問 C ★★ -----45
【問 3】給与所得者 ◎ (問題 5) 設問 A ★ -----4	【問 1 2】不動産所得 ◎ (問題36) 設問 A ★ -----27	【問 2 4】個人事業 (問題69) 設問 A ★★ -----46
◎ (問題 6) 設問 B ★★★★★ -----5	◎ (問題37) 設問 B ★★★★★ -----27	(問題70) 設問 B ★★ -----47
◎ (問題 7) 設問 C ★★★★★ -----5	【問 1 3】不動産所得 ◎ (問題38) 設問 A ★★★★★ -----28	(問題71) 設問 C ★★★★★ -----47
【問 4】会社員(給与所得者)に 係る総合問題 (問題 8) 設問 A ★★★★★ -----7	◎ (問題39) 設問 B ★★★★★ -----29	(問題72) 設問 D ★★ -----48
(問題 9) 設問 B ★★★★★ -----7	◎ (問題40) 設問 C ★★★★★ -----29	(問題73) 設問 E ★ -----48
(問題10) 設問 C ★★ -----8	【問 1 4】不動産所得 (問題41) 設問 A ★★★★★ -----30	【問 2 5】青色事業専従者給与と 所得税額 (問題74) 設問 A ★★ -----50
【問 5】会社員(給与所得者)に 係る総合問題 (問題11) 設問 A ★★★★★ -----10	(問題42) 設問 B ★★★★★ -----30	【問 2 6】所得税の課税対象となる 保険金 (問題75) 設問 A ★★★★★ -----50
(問題12) 設問 B ★★ -----10	(問題43) 設問 C ★★★★★ -----30	【問 2 7】所得税の各種所得 ◎ (問題76) 設問 A ★★ -----51
(問題13) 設問 C ★★★★★ -----11	(問題44) 設問 D ★★★★★ -----31	◎ (問題77) 設問 B ★★★★★ -----52
(問題14) 設問 D ★★ -----11	(問題45) 設問 E ★★★★★ -----31	◎ (問題78) 設問 C ★★★★★ -----52
【問 6】会社員(給与所得者)に 係る総合問題 (問題15) 設問 A ★★ -----12	【問 1 5】不動産所得 (問題46) 設問 A ★★★★★ -----32	【問 2 8】一時所得、利子所得 ◎ (問題79) 設問 A ★★★★★ -----53
(問題16) 設問 B ★★ -----13	(問題47) 設問 B ★★★★★ -----33	◎ (問題80) 設問 B ★★★★★ -----54
(問題17) 設問 C ★★★★★ -----13	(問題48) 設問 C ★★★★★ -----33	【問 2 9】利子所得、雑所得 (問題81) 設問 A ★★★★★ -----55
(問題18) 設問 D ★★★★★ -----14	(問題49) 設問 D ★★ -----33	(問題82) 設問 B ★★★★★ -----56
(問題19) 設問 E ★★ -----14	【問 1 6】不動産所得等 (問題50) 設問 A ★ -----34	【問 3 0】一時所得 (問題83) 設問 A ★★★★★ -----57
【問 7】会社員(給与所得者)に 係る総合問題 (問題20) 設問 A ★★★★★ -----15	(問題51) 設問 B ★★ -----35	◎ (問題84) 設問 B ★★★★★ -----57
(問題21) 設問 B ★★★★★ -----16	(問題52) 設問 C ★★★★★ -----35	【問 3 1】一時所得 (問題85) 設問 A ★★★★★ -----58
(問題22) 設問 C ★★★★★ -----16	【問 1 7】不動産所得 (問題53) 設問 A ★★★★★ -----36	(問題86) 設問 B ★★★★★ -----58
(問題23) 設問 D ★★ -----17	(問題54) 設問 B ★★ -----37	【問 3 2】一時所得 ◎ (問題87) 設問 A ★ -----59
(問題24) 設問 E ★ -----17	【問 1 8】事業所得 ◎ (問題55) 設問 A ★★★★★ -----38	(問題88) 設問 B ★ -----59
【問 8】会社員(給与所得者)に 係る総合問題 ◎ (問題25) 設問 A ★★★★★ -----19	【問 1 9】事業所得 (問題56) 設問 A ★★ -----39	【問 3 3】リタイアメント ◎ (問題89) 設問 A ★★★★★ -----60
◎ (問題26) 設問 B ★★★★★ -----19	(問題57) 設問 B ★★★★★ -----39	◎ (問題90) 設問 B ★★★★★ -----61
【問 9】個人事業に係る税金等 ◎ (問題27) 設問 A ★ -----20	【問 2 0】事業所得 (問題58) 設問 A ★★ -----40	【問 3 4】リタイアメント ◎ (問題91) 設問 A ★★★★★ -----62
◎ (問題28) 設問 B ★★★★★ -----21	(問題59) 設問 B ★★★★★ -----40	◎ (問題92) 設問 B ★★★★★ -----63
【問 1 0】個人事業に係る総合問題 (問題29) 設問 A ★★ -----22	(問題60) 設問 C ★★ -----41	
(問題30) 設問 B ★★ -----23	(問題61) 設問 D ★★★★★ -----41	
(問題31) 設問 C ★★ -----23	【問 2 1】個人事業に係る税金等 ◎ (問題62) 設問 A ★★★★★ -----42	
	◎ (問題63) 設問 B ★★★★★ -----43	
	◎ (問題64) 設問 C ★★ -----43	

【問29】 Ⅲ -複合問題- 利子所得、雑所得

利子や為替差損益に対する所得税の取扱いに関する以下の設問について、答えを1～4の中から1つ選んでください。

<所得税の速算表>

課税される所得金額		税率	控除額
1,000円 から	1,949,000円 まで	5%	0円
1,950,000円 から	3,299,000円 まで	10%	97,500円
3,300,000円 から	6,949,000円 まで	20%	427,500円
6,950,000円 から	8,999,000円 まで	23%	636,000円
9,000,000円 から	17,999,000円 まで	33%	1,536,000円
18,000,000円 から	39,999,000円 まで	40%	2,796,000円
40,000,000円 以上		45%	4,796,000円

(注) 課税される所得金額の1,000円未満の端数は切捨て。

(問題81) 設問A ☆☆☆ H26-1

生まれてから今日に至るまで日本国内に居住している小山さんの平成28年分の所得等が以下のとおりである場合、平成28年分の所得税額(確定申告における年税額)として、正しいものはどれか。なお、外貨預金は国内で源泉徴収されており、外国所得税額が課されるものではないものとする。

- ・ 公的年金等の雑所得の金額150万円
- ・ 外貨定期預金(為替予約なし)の損益

銀行名	預金利息	為替差損益
A銀行	20万円	為替差損 15万円
B銀行	10万円	為替差益 5万円

- ・ 所得控除額100万円

1. 20,000円
2. 25,000円
3. 35,000円
4. 40,000円

【問29】**基** -複合問題- H25-1、H26-1 利子所得、雑所得

<正解>

設問A	設問B
1	1

外貨建預金の為替差損益の取扱いは定番である。確実に得点できるようにしたい。

(問題80) 設問A-1 外貨預金の利子と為替差損益 ☆☆☆

1. 正しい。

国内の銀行に預け入れた外貨定期預金の利息は、利子所得に該当し、源泉分離課税される。また、同一年中に、為替差益と為替差損が生じた場合には内部通算し、為替差益の方が大きい場合は、雑所得として総合課税される。為替差損の方が大きい場合には、他の所得と損益通算することはできず、損失は生じなかったものとみなされる。

<預金利息>

国内で支払われるもの：利子所得・源泉分離課税

国外で支払われるもの：利子所得・総合課税

<為替差益>

国内で支払われるもので、預入時に為替予約があるもの：雑所得・源泉分離課税

その他のもの：雑所得・総合課税

<為替差損>

雑所得の損失となるため、他に雑所得があれば内部通算できるが、他の所得との損益通算はできない。本設問では、公的年金とA銀行の為替差損およびB銀行の為替差益は、いずれも雑所得であることから、これらを内部通算した金額が総所得金額となる。

① 雑所得の金額：150万円<公的年金>+ (5万円<為替差益>+ ▲15万円<為替差損>) =140万円

② 所得控除額：100万円

③ 課税総所得金額：①-②=140万円-100万円=40万円

④ 所得税額：③40万円×5%=2万円

※ <外貨建て預金の取扱い> 240ページを参照。

(問題81) 設問B-1 外貨建て預金に係る税務 ☆☆☆

1. 適切。

国内の銀行に預け入れた外貨定期預金の利息は、利子所得に該当し、源泉分離課税される。また、同一年中に、公的年金の雑所得と為替差損のように、雑所得において損益の両方の金額が生じている場合には内部通算を行うことができるが、控除しきれない損失を他の所得と損益通算することはできず、損失は生じなかったものとみなされる。本設問の場合、公的年金の雑所得200万円と為替差損150万円の合計50万円が雑所得となり総所得金額に算入され、外貨預金の利息100万円は利子所得となり源泉分離課税される。

<利子>

国内で支払われるもの：利子所得・源泉分離課税

国外で支払われるもの：利子所得・総合課税